

経済産業副大臣 細田 健一 殿

原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

帰還困難区域の
復興・再生に向けた要望書

令和4年1月20日

原発事故による帰還困難区域
を抱える町村の協議会

会長 吉田 数博



原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会

<構成員>

双葉郡浪江町 町長 吉田 数博 (会 長)

双葉郡大熊町 町長 吉田 淳 (副会長)

双葉郡富岡町 町長 山本 育男

双葉郡双葉町 町長 伊澤 史朗

双葉郡葛尾村 村長 篠木 弘

<オブザーバー>

双葉郡浪江町議会 議長 佐々木 恵寿

双葉郡大熊町議会 議長 吉岡 健太郎

双葉郡富岡町議会 議長 高橋 実

双葉郡双葉町議会 議長 伊藤 哲雄

双葉郡葛尾村議会 議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から10年10か月が経過しました。

原子力災害は未だ収束しておらず、帰還困難区域で生活を営んでいた住民は、故郷への帰還が出来ぬまま、今なお辛く苦しい避難生活を続けています。

帰還困難区域の一部では、特定復興再生拠点区域として、避難指示解除に向けた取組が着実に進んでいます。このような中、特定復興再生拠点区域復興再生計画から取り残された区域について、「国は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取り組みを進めていく。」との方針が昨年示されました。

帰還意向による避難指示解除は、我々町村が求める全面解除には遠く及ばず、解除されるエリアが小さくなることにつながりかねません。

また、長い避難生活によって帰還意向を示すことができずに残された土地・家屋については、今後の課題であり、帰還困難区域を抱える町村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続きます。

国の責務として、帰還困難区域の全ての避難指示解除に向けて、我々町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応いただくよう、次のおり要望いたします。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に含まれなかった帰還困難区域（以下「拠点区域外」という）について

《重点要望》

（１）拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

拠点区域外への帰還・居住に向けて、「２０２０年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」と示した国は、避難生活が１０年以上続いている住民が帰還したいと思うことができるように、丁寧かつ迅速に最大限意向をくみ取り、特定復興再生拠点の避難指示解除から期間を置くことなく、除染に着手すること。

避難指示解除の前提となる生活に必要なとされる範囲については、帰還する住民の意向を反映し、安心して生活できるように必要な除染を行うこと。

また、ふるさとへ通い続けるために立入規制緩和を行うため、必要となる家屋解体や除草・伐採等の荒廃抑制対策を行うこと。

帰還気運を醸成するための復興・再生ビジョンを示すとともに、国が前面に立って一日も早い復興へ取り組みを進め、福島の復興・再生に対し最後まで責任を持つこと。

《重点要望》

（２）残された土地・家屋に対する方針の明示

拠点区域外の建物については、荒廃が進んでおり、火災が発生する恐れがあるなど、現状のまま放置することはできず、所有者からは「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。

長期避難を強いられ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について速やかに方針を示すこと。

《重点要望》

(3) 帰還困難区域の住民への生活支援の継続

方針に基づく拠点区域外の除染開始のためには丁寧な住民意向の把握が不可欠であり、除染・避難指示解除には年月を要することが予想される。

また、避難指示が解除される拠点区域内においても、長期間の避難生活によって、すぐには帰還できないため二地域居住等を選択する住民は多い。

ふるさとを守るために更なる負担を強いられている住民のため、復興・再生を実現するまで、支援策を継続すること。

以上